

## 群馬大学大学院教育学研究科教職リーダー専攻

### 認証評価結果

#### 群馬大学教職大学院の評価ポイント

- ・研究者教員と実務家教員との協働（T.T）が授業や学校実習等において取り組まれており、また、共同研究を行うなど理論と実践との架橋・往還が効果的に実施・実現されている。
- ・現職教員学生はすべて群馬県教育委員会からの派遣（14名）で、その他は学部新卒学生（4名程度）であり、現職教員学生が安定的に確保されていると同時に、学部新卒学生の数が少ないことの強みを生かしたきめ細かな学生指導を行っている。
- ・「専門職学位課程連携協議会」が恒常的に設置され、教職大学院と群馬県教育委員会・近隣市教育委員会、連携協力校との協議が進められ、連携・協働が図られている。
- ・連携協力校の選定・指定については、県教育委員会が、学部1、2年次フィールドワーク、学部の教育実習、教職大学院の学校実習をローテーションで回し、連携協力校の負担軽減を図るとともに、学校実習指導に専念できる仕組みが用意されている。
- ・連携協力校では、教職大学院生等の実習生受け入れの手引きを作成するなど、受け入れ側の教員への周知徹底を図り、学校実習指導を効果的に行っている。

平成28年3月28日

一般財団法人教員養成評価機構

## I 認証評価結果

群馬大学教職大学院（教育学研究科教職リーダー専攻）は、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定する。

認定の期間は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

## II 基準ごとの概評

### 基準領域 1 理念・目的

基準 1-1 レベル I：当該教職大学院の理念・目的が法令に基づいて明確に定められていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

「群馬大学大学院学則」第 5 条第 5 項において、適切に当該教職大学院・教職リーダー専攻の目的が定められている。それは、学校教育法第 99 条第 2 項、専門職大学院設置基準第 26 条第 1 項に照らして適切である。

基準 1-2 レベル I：人材養成の目的及び修得すべき知識・能力が明確になっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

大学院学則で示した目的に照らして、当該教職大学院で具体的に養成する人材像や修得させる力量が、修士課程と区別して定められている。それは当該教職大学院のウェブサイトや学生募集要項等で明示されている。

#### 【長所として特記すべき事項】

修士課程が特別支援と教科教育に重点が置かれているのに対して、教職大学院は児童・生徒支援と、児童生徒に包括的に関わる領域及び学校運営に関する領域に区別され、養成目的が明確である。

### 基準領域 2 学生の受入れ

基準 2-1 レベル I：人材養成の目的に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

現職教員・学部新卒者で区分して、養成したい教員像・求める学生像が示されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ、学生募集要項など広報も適切になされている。

基準 2-2 レベル I：入学者受入方針に基づき、公平性、平等性、開放性が確保され、適切な学生の受入れが実施されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

合否判定のために丁寧な審査が行われており、公平性・平等性・開放性が担保されている。

基準 2-3 レベル I：実入学者数が、入学定員と比較して適正であること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

当該教職大学院の教育内容の周知や学部新卒学生の受験者確保の活動が適切になされ、実入学者数が入学定員と比較して適正な水準で推移している。

#### 【長所として特記すべき事項】

平成 27 年度にアドミッション・ポリシーを改正し、現職教員及び学部新卒者の求められる資質について明確にするなど改善への取組の成果が見られる。

### 基準領域 3 教育の課程と方法

基準 3-1 レベル I：教職大学院の制度並びに各教職大学院の目的に照らして、理論的教育と実践的教育の融合に留意した体系的な教育課程が編成されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

理論的教育と実践的教育の融合に留意し、1年次と2年次の教育内容を連動させたり、「課題解決実習」と「課題研究」における実践と理論との関連を図り、探究的な省察力の育成を図っている。前回認証評価で指摘された「教育実践のリフレクション」「学校経営のリフレクション」の当該科目の位置づけや具体的な授業時間の設定の不明瞭さについては、自己評価書及び訪問調査等における面談を通して概ね位置づけ及び授業時間の設定がなされていると確認できた。

基準3-2 レベルI：教育課程を展開するにふさわしい授業内容、授業方法・形態が整備されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

開講科目は、教職大学院の教育課程としてふさわしい授業内容、授業方法が整備されている。また、特に研究者教員・実務家教員のT.Tなどにより授業実施体制が整っており、理論・実践の架橋の取組も積極的になされている。

基準3-3 レベルI：教職大学院にふさわしい実習が設定され、適切な指導がなされていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

指導大学院生数が少ないこともあり、よく構成された実習計画の下、丁寧な指導が行われている。実習において免除措置を設けず全員に履修させることで、当該教職大学院での課題研究としての実習の実効性を高めるべく努力している。また、「課題発見実習Ⅱ」においては、現職教員学生と学部新卒学生でグループを構成し、自らが作成した学習指導案に基づく授業実践が行われる。その際、現職教員学生が学部新卒学生に指導助言しながら、協働する学び合いが行われている。

基準3-4 レベルI：学習を進める上で適切な指導が行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学生が円滑に学習を進めるための時間割設定等の手立てや体制が講じられるとともに、履修指導も適切に行われている。

基準3-5 レベルI：成績評価や単位認定、修了認定が大学院の水準として適切であり、有効なものとなっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院の制度に照らして適切な成績評価の枠組みや修了認定基準が策定されている。

#### 【長所として特記すべき事項】

研究者教員・実務家教員のT.Tの実効性を高める努力が継続的になされている。

#### 基準領域4 学習成果・効果

基準4-1 レベルI：各教職大学院の人材養成の目的及び修得すべき知識・能力に照らして、学習の成果や効果が上がっていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

学部新卒学生の平成22-26年度における正規教員採用率が高いことは評価できる。また、単位修得状況、授業履修直後の授業評価アンケートを見る限り、当該教職大学院の学習の成果・効果は概ね上がっていると判断できる。

基準4-2 レベルI：修了生が教職大学院で得た学習の成果が学校等に還元できていること。また、その成果の把握に努めていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

修了生の赴任先や教育委員会への訪問調査を継続的に行っており、その結果等から基準の内容を十分に満たしている。

【長所として特記すべき事項】

修了生が優秀な教員として表彰されるなど、教職大学院で得た学修の成果が徐々に社会に還元され、継続して修了生の動向を把握するシステムが整備されている。

基準領域 5 学生への支援体制

基準 5-1 レベルⅠ：学生相談・助言体制、キャリア支援等が適切に行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

全学的に学生相談・助言体制、キャリア支援体制、ハラスメント防止体制が組織され、また、「院生指導に関するガイドライン」も策定され、そうした取組のもと学生は当該教職大学院の専任教員からの個別支援・指導も受けることができている。

基準 5-2 レベルⅡ：学生への経済支援等が適切に行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしている取組・活動であると判断する。

全学的体制において、学生への経済的支援が適切に行われている。

【長所として特記すべき事項】

学部新卒学生の就職率の高さに示されるとおり、キャリア支援の取組は評価できる。

基準領域 6 教員組織

基準 6-1 レベルⅠ：教職大学院の運営に必要な教員が適切に配置されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

専門職大学院設置基準で定める必要専任教員数を充足する専任教員が配置されると共に、協力教員・非常勤教員を確保し、二つのコースに適切な教員配置を行っている。実務家教員についても適切に配置している。

基準 6-2 レベルⅠ：教員の採用及び昇格等の基準が、適切に定められ、運用されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

研究者教員・実務家教員の特性に照らした教員選考基準が定められ、運用されている。教員の年齢バランスや女性教員の割合が低いことなどは課題である。

基準 6-3 レベルⅡ：教職大学院における教育活動に関する研究活動が組織的に取り組まれていること。

評価結果・・基準の内容を満たしている取組・活動であると判断する。

研究業績書から教職大学院での教育活動の基盤となる研究活動に各専任教員が努力している様子がうかがえる。研究者教員と実務家教員が積極的に共同研究を組織し、成果を出版物や紀要論文などにまとめ公にしている。

基準 6-4 レベルⅠ：授業負担に対して適切に配慮されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

実務家教員の教職大学院指導状況に照らして、学部授業・学部卒業論文の担当軽減などの配慮は行われているが、研究者教員の中には学部教育負担が大きくなっている教員が見受けられ、引き続き改善が求められる。

【長所として特記すべき事項】

日常の授業及び学校実習指導において研究者教員と実務家教員の協働を基盤に、教育活動に関する組織的な省察的研究活動が展開されている。

## 基準領域 7 施設・設備等の教育環境

基準 7-1 レベル I : 教職大学院の教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備並びに図書、学術雑誌等の教育研究上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

当該教職大学院専用の講義室・演習室・自習室・教員研究室等の施設が確保されている。共通施設を含めて、教職大学院の教育課程・教育研究活動が円滑に運営できる水準を備えている。また、図書・その他設備についても充実が図られている。

### 【長所として特記すべき事項】

施設・設備を計画的に充実させている点は評価に値する。

## 基準領域 8 管理運営

基準 8-1 レベル I : 各教職大学院の目的を達成するために必要な管理運営のための組織及びそれを支える事務組織が整備され、機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院の管理運営のための委員会・部会の組織は整備されている。教職大学院の管理運営事務は、教育学部教務係・総務係で一体的に取り組み、専任の職員は配置されていない。事務分担は適切に行われているが、学生向け教育支援について更なる充実が期待される。

基準 8-2 レベル I : 教職大学院における教育研究活動等を適切に遂行できる経費について、配慮がなされていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院の教育研究活動を遂行するため、人件費、巡回指導旅費、機器等の購入費等の財政的措置が適切になされている。

基準 8-3 レベル I : 教職大学院における教育研究活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教職大学院広報誌「風」をはじめ、各種の広報媒体により、当該教職大学院の目的・教育研究活動の特色が適切な範囲で情報提供されている。

## 基準領域 9 点検評価・FD

基準 9-1 レベル I : 教育の状況等について点検評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取り組みが行われており、機能していること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

教育学部共通組織のもとでの自己点検・評価、教職大学院での自己点検活動が組織的に行われている。毎学期全教科対象に行われる授業評価と終了時に実施される教育現況調査で学生からの意見聴取が点検・評価に反映されている。

基準 9-2 レベル I : 教職大学院の担当教員等に対する研修等、その資質の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

毎学期行われる授業評価結果のフィードバック、授業研究会等の機会が適切に設定され、担当教員の教育力量の向上を図るFD活動が展開されている。

### 【長所として特記すべき事項】

研究者教員と実務家教員の T.T に焦点を当て、その改善を継続的に図っており、その成果は具体的な授業実践の中に見ることができる。

基準領域 10 教育委員会及び学校等との連携

基準 10-1 レベル I : 教職大学院の目的に照らし、教育委員会及び学校等と連携する体制が整備されていること。

評価結果・・基準の内容を満たしていると判断する。

当該教職大学院と地元教育委員会との連携組織「専門職学位課程連携協議会」が定期的に開催されている。また、入学者確保・修了生処遇と関わる地元教育委員会との協議もなされ、採用試験合格者の採用延期等の措置が具体化されている。

【長所として特記すべき事項】

「教職大学院スタッフ・担当可能テーマ一覧」を作成し、群馬県教育委員会に提供し、校内研修等の要請に応じていることは、教職大学院と県内の学校等との連携強化につながっている。

III 評価結果についての説明

群馬大学から平成 26 年 11 月 11 日付け文書にて申請のあった教職大学院（教育学研究科教職リーダー専攻）の認証評価について、その結果を I～II のとおり報告します。

教員養成評価機構では、「教職大学院等の認証評価に関する規程（平成 21 年 10 月 20 日理事会決定）」に基づき「認証評価実施要項」、「自己評価書作成要領」、「訪問調査実施要領」等により群馬大学が実施した自己評価を前提に書面調査及び訪問調査を行い、評価結果を作成しました。

評価は、機構の評価委員会の下にある評価専門部会の評価員 6 名が担当しました。評価員は、教職大学院等を有する大学の関係者、有識者で構成されています。評価にあたっては、教職大学院評価基準（平成 21 年 10 月 20 日決定）に基づき実施しました。

書面調査は、平成 27 年 6 月 30 日に受理した「教職大学院認証評価自己評価書」、「添付データ：1 現況票、2 専任教員個別表、3 専任教員の教育・研究業績」及び「添付資料一覧：資料 1 平成 27 年度 大学院履修手引ほか全 53 点、訪問調査時追加資料：資料 54 教職大学院各授業科目における受講学生数ほか全 6 点」をもとに調査・分析しました。各評価員から主査（群馬大学教職大学院認証評価担当）に集められ、調査・分析結果を整理し、平成 27 年 9 月 18 日、群馬大学に対し、訪問調査時における確認事項と追加提出書類・閲覧書類に関する連絡をしました。

平成 27 年 10 月 19 日・20 日の両日、評価員 6 名が群馬大学教職大学院（教育学研究科教職リーダー専攻）の訪問調査を行いました。

訪問調査では、教職大学院等関係者（責任者）及び教員との面談（2 時間）、授業視察（2 科目 1 時間 30 分）、学習環境の状況調査（30 分）、教育委員会関係者との面談（1 時間）、連携協力校校長との面談（1 時間）、学生との面談（1 時間）、修了生との面談（1 時間）、連携協力校の視察・調査（1 校 1 時間）、関連資料の閲覧などを実施しました。

書面調査と訪問調査に基づき、各評価員から主査に調査・分析結果の最終報告が集められ、主査及び副査が評価結果を取りまとめた後、評価員全員で確認し、平成 27 年 12 月 16 日開催の評価専門部会において審議し「評価結果原案」としました。

「評価結果原案」は、平成 28 年 1 月 18 日開催の第 2 回評価委員会に諮り審議し、「評価結果案」としました。「評価結果案」を、群馬大学に示し、意見申立の手続きを経たのち、平成 28 年 3 月 8 日開催の第 3 回評価委員会で審議し、最終的な評価結果を決定いたしました。

評価結果は、表紙の「教職大学院の評価ポイント」、「I 認証評価結果」、「II 基準ごとの概評」で構成されています。

「教職大学院の評価ポイント」は、群馬大学教職大学院（教育学研究科教職リーダー専攻）の教育課程、教員組織、施設・設備、そのほか教育研究活動について、評価により見出される特色や大きな問題点について記しています。

「I 認証評価結果」は、機構の教職大学院評価基準に適合しているか否かを記しています。適合していない場合は、その理由を付しています。

「II 基準ごとの概評」は、基準ごとの評価結果、及び基準ごとの評価により見出される特色や問題点について記しています。

【長所として特記すべき事項】は、自己評価書に記載されている事項のうち、本評価結果にも記載すべき事項と判断したものについてのみ記しています。自己評価書に記された事項が本評価結果に載っていないとしても、大学が記した事項を否定するものではありません。

Iで認証評価基準に適合しているにもかかわらず、問題点や改善を要する事項が記載された事項は、今後、是正するような措置を講じることを求めるものです。ただし、このことについて、後日、改善報告書等の提出を求めるものではありません。

以 上

## 添付資料一覧

- 資料1 平成27年度 大学院履修手引
- 資料2 平成27年度 大学院教育学研究科（専門職学位課程） 学生募集要項
- 資料3 平成27年度 大学院教育学研究科（修士課程） 学生募集要項（抜粋）
- 資料4 群馬大学教職大学院 News Letter「風」第3号～第7号
- 資料5 群馬大学教育学部入学試験委員会内規
- 資料6 平成26年度 授業公開週間・説明会 配布資料
- 資料7 教職大学院・教育系修士大学院徹底ガイド 2015年度版（「教職課程」2014年8月臨時増刊号Vol.40 No.13）（抜粋）
- 資料8 平成27年度 授業時間割表・授業内容表
- 資料9 教職大学院 学校における実習の手引【課題解決実習】篇
- 資料10 平成26年度 課題研究報告会 資料集
- 資料11 佐藤浩一ほか「教職大学院におけるティーム・ティーチング ―実践と評価、今後の課題―」
- 資料12 平成26年度 授業科目の概要（抜粋）
- 資料13 新藤慶・山口陽弘「群馬大学教職大学院の修了生調査からみられる教職大学院の成果と改善点の検討」
- 資料14 「学習支援の課題と実践Ⅱ」で院生が作成した指導案・ワークシート（抜粋）
- 資料15 教職大学院 学校における実習の手引【課題発見実習Ⅰ・Ⅱ】篇
- 資料16 平成26年度 課題発見実習Ⅰ・Ⅱ 教育実習原簿（抜粋）
- 資料17 平成26年度 課題解決実習 実践計画（抜粋）
- 資料18 実習校における校内研修支援等の取組一覧
- 資料19 平成26年度 課題解決実習 巡回指導記録（抜粋）
- 資料20 山口陽弘・新藤慶「群馬大学教職大学院の修了生への調査からみられる教職大学院の成果と改善点の検討Ⅱ ―個別インタビュー調査に焦点化して」
- 資料21 平成27年度 導入教育資料（抜粋）
- 資料22 課題研究計画書（様式）
- 資料23 平成26年度 教職大学院課題研究 中間報告会（1）
- 資料24 群馬大学大学院教育学研究科専門職学位課程運営委員会課題研究評価部会内規
- 資料25 課題研究報告書 作成要項
- 資料26 平成23年度～平成26年度 課題研究報告会資料集（抜粋）
- 資料27 山口陽弘・新藤慶「群馬大学教職大学院の修了生への調査からみられる教職大学院の成果と改善点の検討Ⅲ―ストレートマスターの個別インタビュー調査分析―」
- 資料28 教職大学院スタッフ・担当可能テーマ一覧
- 資料29 平成27年度 学生便覧（抜粋）
- 資料30 2015年度版 学生生活GUIDE（抜粋）
- 資料31 群馬大学障害学生修学支援実施要項
- 資料32 国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則
- 資料33 院生指導に関するガイドライン
- 資料34 2015 健康ミニガイド（抜粋）
- 資料35 教職大学院FD用資料（安田淑美先生）
- 資料36 国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則
- 資料37 群馬大学教育学部教員の選考に関する内規
- 資料38 中央図書館利用案内 Central Library Guide 2015
- 資料39 文献検索ガイダンス「教職大学院 文献検索演習」 配付資料
- 資料40 群馬大学大学院教育学研究科教授会規程
- 資料41 平成23年～26年度 専門職学位課程運営委員会 議事録
- 資料42 平成26年度 予算の配分について

- 資料43 2016 教育学部案内（抜粋）
- 資料44 群馬大学大学院 教育学研究科 専門職学位課程（教職大学院）広報用ポスター
- 資料45 公開シンポジウム「信頼される学校づくりのためにー大学と教育委員会との連携のこれからー」資料
- 資料46 「シナプス（2013年8月号）」（抜粋）
- 資料47 群馬大学教育学部評価委員会規程
- 資料48 群馬大学教職大学院FD資料 評価部会資料
- 資料49 山崎雄介・岩澤和夫「教職大学院「課題研究」を通じた校内研究・授業力向上の支援」
- 資料50 国立大学法人群馬大学と群馬県教育委員会との連携に係る協議会設置に関する申合せ事項
- 資料51 群馬大学教育学部と伊勢崎市教育委員会との連携に係る覚書
- 資料52 群馬大学教育学部と前橋市教育委員会との連携に係る覚書
- 資料53 平成23～26年度 群馬大学教職大学院 連携協議会 次第
- 〔追加資料〕
- 資料54 教職大学院各授業科目における受講学生数
- 資料55 教育に関する現況調査アンケート補足資料
- 資料56 群馬大学教育学研究科実務家教員（専門職学位課程）の選考基準に関する申合せ
- 資料57 平成26年度 第一回 群馬大学教職大学院連携協議会（次第）（名簿）（配布資料）
- 資料58 平成26年度 第二回 群馬大学教職大学院連携協議会（次第）（名簿）（配布資料）
- 資料59 平成27年度 群馬大学教職大学院連携協議会（次第）（名簿）（配布資料）